平成２１年（フ）第１８８号
茨城県神栖市神栖１丁目11番４号
破産者　丸山　忠志
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２０６号
茨城県下妻市下妻乙271番地２　Ｒｉｖｅｒ　Ｖｉｌｌｅｇｅ　A102、開始決定時の住所茨城県下妻市大木1293番地
破産者　奥村　久子
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７７号
横浜市泉区和泉町4573番地
破産者　山川喜久雄
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５号
名古屋市守山区大森１丁目3311番地
破産者　市野　雄基
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０１号
名古屋市西区上名古屋２丁目20番16号　レオパレス浄心406号
破産者　國廣　裕介
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４２号
大阪府和泉市唐国町２丁目11番11―208号
破産者　児丸　一弘
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
大阪府泉大津市板原町４丁目17番33―305号、前住所大阪府泉大津市宮町11番24号―401号
破産者　桶谷　　哲
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
大阪府貝塚市脇浜４丁目29番３号
破産者　太田　金次
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
大阪府泉佐野市湊３丁目17番４号、前住所和歌山県岩出市新田広芝88番地の12
破産者　濱野　一郎
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目12番11号、申立時の住所大阪府泉佐野市南泉ケ丘２丁目２番12号
破産者　貝戸　明美
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
大阪府和泉市伯太町１丁目４番15―503号
破産者　髙橋由美子
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
大阪府阪南市桃の木台５丁目22番地の５、前住所堺市西区菱木１丁2366番地10
破産者　上人　康広
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
大阪府岸和田市土生町1552番地の４コーポベアー402号
破産者　恒松　和也
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３９７号
神戸市潮見が丘１丁目７番12―702号、前住所神戸市垂水区星陵台４丁目３番45―1201号
破産者　黒石　哲甫
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２５号
神戸市垂水区霞ヶ丘４丁目５番40―303号、住民票上の住所神戸市長田区駒ケ林南町１番120号森口運輸株式会社
破産者　奥　　順行
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２９号
兵庫県姫路市飾西585番地14
破産者　松原　宏治
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１９号
高知市鴨部上町９番46―５号
破産者　宮川　　學
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４７号
高知市石立町218番地８　エクセル司202号
破産者　堀見　啓夫
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係